平成２５年（フ）第６１号
福島県郡山市安積町南長久保１丁目167番地
破産者　赤城　雅也
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
福島県郡山市大槻町字下町117番地の１
破産者　藤沼　尚子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
神奈川県大和市福田6030番地
破産者　前田　正義
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４１号
横浜市西区赤門町２丁目23番地　ドミトリースワ101号
破産者　武田　文夫
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９０１号
神奈川県藤沢市南藤沢14番８―506号
破産者　羽鳥真理子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５５９号
横浜市戸塚区名瀬町764番地14　エムハイツ106号
破産者　森　　勝
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５６４号
横浜市瀬谷区本郷１丁目23番地33　ハイツ緑青Ｃ201号
破産者　奈良田貴之
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７号
新潟県魚沼市親柄93番地５
破産者　石田　　亘
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
静岡県下田市白浜2670番地の14
破産者　山田　直嗣
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第３５号
兵庫県淡路市柳澤乙667番地２
破産者　古土井秀樹
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
和歌山県田辺市新庄町1872番地の33
破産者　西山　邦彦
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第８０号
岡山県津山市川崎539番地５
破産者　井上　靖久
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第５３６号
広島市安佐北区三入東２丁目19番13号
破産者　近藤　健二
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６号
福岡県田川郡大任町大字今任原3385番地、前住所福岡県嘉麻市岩崎198番地１　稲築松山団地９号
破産者　勝栄建設こと　浦野　勝八
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１７３号
大分市大字猪野996番地の４　サンヒルズ明野404
破産者　小野　高広
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５号
大分市政所２丁目11番11号　インテリジェントコーポ№５―302
破産者　米田　　亮
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第７５６２号
東京都江東区深川２丁目16―11
破産者　新井　雄三
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６３５号
神奈川県平塚市真田２丁目13―33
破産者　陶山　　泉
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９９７号
東京都北区西ケ原３丁目27番14号
破産者　滝野川食糧販売株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部